

2025年6月19日

各位

会社名 株式会社平山ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 平山 善一
(コード番号:7781 東証スタンダード)
問合せ先 IR 推進室(TEL:03-5769-4680)

募集新株予約権（業績目標コミットメント型有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各人の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して第5回新株予約権を有償にて発行するものであります。

本新株予約権は「3.（6）新株予約権の行使の条件」に定める通り、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しては、2024年6月期連結営業利益実績11億19百万円に対し、以下の連結営業利益を達成した場合のみ段階的に行使可能としております。連結営業利益を指標とした理由につきましては、当社は本指標を最も重要な経営指標と位置付けているためであり、当該条件は実績から鑑みても、非常に高い水準であると認識しております。当該条件は、2024年7月1日付『VISION HIRAYAMA 2030』及び中期経営計画（2025年6月期～2027年6月期）に関するお知らせにおいて公表しております中期長期目標を踏まえたものであります。

(a) 2027年6月期に連結営業利益の額が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合30%

(b) 2027年6月期または2028年6月期に連結営業利益の額が2,200百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(c) 2028年6月期乃至2030年6月期のいずれかの事業年度に連結営業利益の額が2,600百万円を超過した場合：行使可能割合70%

(d) 2028年6月期乃至2030年6月期のいずれかの事業年度に連結営業利益の額が3,000百万円を超過している場合：行使可能割合80%

(e) 2028年6月期乃至2030年6月期のいずれかの事業年度に連結営業利益の額が3,600百万円を超過している場合：行使可能割合100%

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（2025年6月期3月末時点）の7.98%に相当します。しかしながら、第5回新株予約権は、上記で述べました通りあらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標は、過去の当社の実

績と比較しても相当程度高い水準であり、これが達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。また、本新株予約権には業績目標に加え株価条件も付されており、権利行使日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が、権利行使価額に120%を乗じた価格以上である場合に限り、上記業績条件を達成し、行使可能となった本新株予約権を行使できるものとしております。当社の株価が一定の水準を上回った場合にのみ行使可能とすることで、既存株主の皆様との利益意識の共有をより強く促すことを目的としております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項第5回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

6,500個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式650,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、500円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の東京証券取引所における前日株価終値1,082円/株、株価変動性38.49%、配当利回り3.88%、無リスク利率1.109%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,082円/株、満期までの期間6.2年、業績条件、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 18 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 1,082 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027 年 10 月 1 日から 2031 年 12 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027 年 6 月期乃至 2030 年 6 月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益が、下記 (a) から (e) の各号に掲げる条件を満たした場合、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合のうち最も高い割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出さ

れた数を上限として本新株予約権を行使することができるものとし、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (a) 2027年6月期に連結営業利益の額が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合30%
- (b) 2027年6月期または2028年6月期に連結営業利益の額が2,200百万円を超過した場合：行使可能割合50%
- (c) 2028年6月期乃至2030年6月期のいずれかの事業年度に連結営業利益の額が2,600百万円を超過した場合：行使可能割合70%
- (d) 2028年6月期乃至2030年6月期のいずれかの事業年度に連結営業利益の額が3,000百万円を超過している場合：行使可能割合80%
- (e) 2028年6月期乃至2030年6月期のいずれかの事業年度に連結営業利益の額が3,600百万円を超過している場合：行使可能割合100%

なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された数値を参照するものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

- ② 上記①に加えて、新株予約権者は、権利行使日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が、行使価額に120%を乗じた金額を上回った場合に限り、上記①を満たして行使可能となった本新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 新株予約権者は、上記①乃至⑥に関わらず、次の各号のいずれかに該当した場合、本新株予約権を行使することはできない。
 - イ. 当社または当社関係会社と競業する会社の役職員に就職し、または、直接もしくは間接的に設立したとき（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）
 - ロ. 就業規則に違反し、【出勤停止】以上の懲戒処分を受けたとき
 - ハ. 善管注意義務等に違反したとき

ニ. 法令違反、不正行為等により当社の信用を損ねたとき

4. 新株予約権の割当日

2025年10月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.

（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年10月10日

9. 申込期日

2025年8月29日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社並びに当社子会社の取締役及び従業員 5,700名 6,500個

なお、上記対象となる者の人数は本新株予約権発行時点の予定人数であり減少することがある。

III. 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役平山 善一及び当社専務取締役である平山 恵一を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当しません。

当社は、2025年2月18日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その金額の多寡にかかわらず取引内容及び取引条件の妥当性について当社取締役会において審議のうえ、取締役会決議をもって決定しております。」

本新株予約権の発行は、下記「2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと考えます。

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行います。なお、利益相反を回避するため、支配株主である当社代表取締役平山 善一及び当社専務取締役である平山 恵一は、割当決議において、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加いたしません。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である松本彰氏及び福田伸氏より、本新株予約権は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計され付与が予定されており、発行手続きについても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上